

# Fast 光 リモートサポートサービス規約

株式会社 First Fine

## 第 1 条（規約の適用）

1. 株式会社 First Fine（以下「当社」といいます）は、Fast 光（光コラボレーションサービス）規約（以下「原規約」といいます）に従い、Fast 光 リモートサポートサービス規約（以下「本規約」といいます）を定め、これにより Fast 光 リモートサポートサービス（以下「本サービス」といいます）を提供します。
2. 次条に定義する申込者に対して発する第 3 条に規定する通知は、本規約の一部を構成するものとします。
3. 当社が、本規約の他に別途定める各サービスの利用規約及び「ご案内」または「サービスについて」等で規定する利用上の注意事項および利用条件等の告知も、名称の如何にかかわらず、本規約の一部を構成するものとします。
4. 申込者が本サービスを利用するには、原規約および本規約のほか、各サービスの利用規約、利用条件等に同意するものとします。本規約と各サービスの利用規約に抵触する条項等が存在する場合は、各サービスの利用規約における定めが優先的に適用されるものとします。

## 第 2 条（用語の定義）

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	定義
(1) 本サービス	当社が提供する、リモートサポートサービス ※各サービスの詳細は、別紙 1 の「本サービスの詳細」記載のとおりです。
(2) 申込者	当社が指定する方法にて本サービスへの申込を行い、当社がこれを承諾し、当社所定の手続きを完了した者。
(3) 利用契約	本規約に基づき当社と申込者との間に締結される、本サービスの提供に関する契約。
(4) 申込者設備	本サービスの提供を受けるため、申込者が設置する電気通信設備その他の機器およびソフトウェア。
(5) 本サービス用設備	当社が本サービスを提供するにあたり、当社が設置する電気通信設備その他の機器およびソフトウェア。
(6) 本サービス用設備等	本サービス用設備のほか、本サービスを提供するために必要なその他の電気通信設備、その他の機器およびソフトウェア（当社が登録電気通信事業者等の電気通信事業者より借り受ける電気通信回線を含みます。）
(7) 課金開始日	申込者へ、当社より発行された「サービス開始のお知らせ」等の申込み書面に記載された日。
(8) アカウント ID	PIN コードと組み合わせて、申込者とその他の者を識別するために用いられる符号。

用語	定義
(9) PIN コード	アカウント ID と組み合わせて、申込者とその他の者を識別するために用いられる符号。

### 第 3 条（通知）

1. 当社から申込者への通知は、通知内容を電子メールの送信または当社のホームページへの掲載等、当社が適当と判断する方法により行います。
2. 前項の規定に基づき、当社から申込者への通知を電子メールの送信または当社のホームページへの掲載により行う場合には、当該通知は、その内容が本サービス用設備に入力され、インターネットによって発信された時点に行われたものとしします。

### 第 4 条（規約の変更）

1. 当社は、本規約を随時変更することができるものとしします。なお、本規約が変更された場合には、申込者の利用条件その他の利用契約の内容は、改定後の新規約を適用するものとしします。
2. 変更後の規約については、当社が別途定める場合を除いて、当社のホームページに表示した時点より、効力を生じるものとしします。

### 第 5 条（協議）

原規約および本規約に記載のない事項および記載された項目について疑義が生じた場合は、申込者と当社は誠意を持って協議のうえ、解決にあたることとしします。

### 第 6 条（利用の申込み）

本サービス利用の申込みは、原規約および本規約に同意のうえ、当社所定の方法により行うものとしします。

### 第 7 条（申込者の登録情報等の変更）

1. 申込者は、当社へ届け出ている自身の住所、電話番号等に変更があるときは、事前に当社所定の変更手続きを行うものとしします。
2. 本条第 1 項の変更手続きがなかったこともしくは変更手続きの遅滞により、申込者が通信不能等の不利益を被ったとしても、当社は一切責任を負わないものとしします。

### 第 8 条（申込者からの解約）

1. 本サービスの申込者が利用契約を解約しようとするときは、次の事項に従うものとしします。なお、申込者より利用契約の解約の申請がない場合は、利用契約を自動的に更新するものとしします。
  - (1) 申込者は、利用契約を解約しようとするときは、当社が定める方法により、その旨を当社に通知するものとしします。
  - (2) 申込者が利用契約を解約する場合、当社は解約月の末日をもってアカウント ID の利用停止の処置をとるものとしします。

- (3) 本条による解約の場合、当該時点において発生している利用料金その他の債務の履行は第14条、第15条、第16条に基づきなされるものとします。

## 第9条（当社からの解約）

1. 当社は、第25条の規定により、本サービスの利用を停止された申込者が当社の指定する期間内にその停止事由を解消または是正しない場合、または当社からの通知が申込者に到達しないことを郵便の宛先不明等により確認した場合は、利用契約を解約できるものとします。
2. 当社は、申込者が利用契約を締結した後になって、以下の各号のいずれか一つに該当することが明らかになった場合、前項の規定にかかわらず利用契約を即時解約できるものとします。
  - (1) 申込者が実在しない場合。
  - (2) 本サービスの利用の申込みの際に、虚偽の届出をしたことが判明した場合。
  - (3) 申込者が未成年者、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、入会申込の手続きが成年被後見人によって行われておらず、または入会申込の際に法定代理人、保佐人もしくは補助人の同意を得ていなかった場合。
  - (4) 申込者への本サービスの提供に関し、業務上または技術上の著しい困難が生じた場合。
  - (5) 申込者が、当社または本サービスの信用を毀損するおそれがある方法で本サービスを利用、またはそのおそれがあると当社が判断した場合。
  - (6) その他、前各号に準じる場合で当社が適当ではないと判断した場合。
3. 当社は、前各項の規定により利用契約を解約しようとするときには、その申込者に解約の旨を通知もしくは催告をするものとします。ただし、やむを得ない場合にはこの限りではありません。

## 第10条（権利の譲渡制限）

1. 本規約に別段の定めがある場合を除き、申込者が本サービスの提供を受ける権利は、譲渡、売買、質権の設定その他の担保に供する等、一切の処分をすることはできません。

## 第11条（設備の設置・維持管理および接続）

1. 申込者は、本サービスを利用するにあたっては、本規約にて当社が行うものと定めている場合を除き、自らの費用と責任により申込者設備を設置し、本サービスを利用可能な状態に置くものとします。
2. 申込者は、本サービスを利用するにあたっては、自己の費用と責任にて、登録電気通信事業者等の任意の電気通信サービスを利用して、申込者設備を当社のサービスに接続するものとします。
3. 当社は、申込者が前各項の規定に従い設置、維持および接続を行わない場合、本サービス提供の義務を負わないものとします。

## 第12条（本サービスの提供範囲）

1. 本サービスの提供範囲は、別紙1の「本サービスの詳細」に記載のとおりとします。

## 第13条（本サービスの廃止）

1. 当社は、都合により本サービスの全部または一部を一時的にまたは永続的に廃止することがあります。
2. 当社は、前項の規定により本サービスを廃止するときは、申込者に対し、本サービスを廃止する日の30日前までに通知します。ただし、やむを得ない場合については、この限りではありません。
3. 本条第1項により当社が本サービスを廃止した場合、当社は申込者に対し、何ら責任を負わないものとします。

#### 第14条（本サービスの利用料金、算定方法）

1. 本サービスの利用料金は、別紙2の「料金表」に定めるとおりとします。

#### 第15条（利用料金の支払義務）

1. 申込者は、課金開始日から起算して利用契約の解約日までの期間について、別紙2「料金表」に定める利用料金を支払うものとします。
2. 前項の期間において、第24条に定める本サービスの提供の中止その他の事由により、本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、申込者は、その期間中の利用料金を支払うものとします。
3. 第25条の規定に基づく利用の停止があったときは、申込者は、その期間中の利用料金を支払うものとします。
4. 本サービスの利用料金の日割は行わないものとします。なお、課金開始日より利用料金が発生するものとします。
5. 当社の責に帰さない事由により、申込者がインターネット接続サービスを利用できない場合であっても、利用料金の減額等を行わないものとします。

#### 第16条（利用料金の支払方法）

1. 申込者は、本サービスの利用料金をFast 光利用に関する基本規約で定める方法で支払うものとします。

#### 第17条（アカウントID）

1. 申込者は、アカウントIDを第三者（国内外を問わないものとします。）に貸与、譲渡、または共有しないものとします。
2. 申込者は、アカウントIDに対応するPINコードを第三者に開示しないと同時に、漏洩することのないよう管理するものとします。
3. 申込者は、申込者のアカウントIDおよびPINコードにより本サービスが利用されたとき（機器またはネットワークの接続・設定により、申込者自身が関与しなくともアカウントIDおよびPINコードの自動認証がなされ、第三者による利用が可能となっている場合を含みます。）には、当該利用行為が申込者自身の行為であるか否かを問わず、申込者自身の利用とみなされることに同意するものとします。ただし、当社の責に帰する事由によりアカウントIDまたはPINコードが第三者に利用された場合にはこの限りではありません。
4. 申込者のアカウントIDおよびPINコードを利用して、申込者と第三者により同時に、または第三者のみによりなされた本サービスの利用については、当社は一切の責任を負わないものとします。



## 第 20 条（著作権）

1. 本サービスにおいて当社が申込者に提供する一切の物品（本規約、各種ソフトウェア、取扱マニュアル、ホームページ、メールマガジン等を含みます。）に関する著作権および特許権、商標権、ならびにノウハウ等の一切の知的所有権は、当社または当社に使用を許諾した原権利者に帰属するものとします。
2. 申込者は、前項の提供物を以下のとおり取り扱っていただきます。
  - (1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。
  - (2) 複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルを行わないこと。

## 第 21 条（当社の維持責任）

当社は、本サービス用設備を、本サービスの円滑な提供を目的として、善良なる管理者の注意をもって維持します。

## 第 22 条（本サービス用設備等の障害等）

1. 当社は、本サービスの提供または利用について障害があることを知ったときは、可能な限りすみやかに申込者にその旨を通知するものとします。
2. 当社は、当社の設置した本サービス用設備に障害が生じたことを知ったときは、すみやかに本サービス用設備を修理または復旧します。
3. 当社は、本サービス用設備等のうち、本サービス用設備に接続する当社が借り受けた電気通信回線について障害があることを知ったときは、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理または復旧を指示するものとします。
4. 当社は、本サービス用設備等の設置、維持および運用に係る作業の全部または一部（修理または復旧を含みます。）を、当社の指定する第三者に委託することができるものとします。

## 第 23 条（個人情報の取扱）

1. 本サービスの提供に不可欠な当社の提携事業者から請求があったときは、当社がその申込者の氏名および住所等を、秘密保持と厳重管理を確認のうえ、その事業者に通知する場合がありますことについて、申込者は同意するものとします。
2. 本サービスの提供に当たって、別紙 3 の「本サービスのすべて、または一部で取得する情報」およびその他申込者から取得した個人情報の取扱について、当社はホームページ上に定める個人情報のお取り扱いについて (<https://●●●●>) に従うものとします。

## 第 24 条（保守等による本サービスの中止）

1. 当社は、次の場合には、本サービスの提供を中止することがあります。
  - (1) 当社の別途定める、本サービス用設備保守指定時間の場合。
  - (2) 当社の本サービス用設備の保守上または工事中やむを得ない場合。
  - (3) 登録電気通信事業者等が電気通信サービスを中止した場合。
  - (4) 申込者に対して、電話、FAX、電子メール等による連絡がとれない場合、または申込者宛に発送した郵便物が宛先不明で当社に返送された場合。

2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、あらかじめその旨を申込者に通知します。ただし、やむを得ない場合はこの限りではありません。また、前項の措置をとったことで、当該申込者が本サービスを利用できず、これにより損害が発生したとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。

## 第 25 条（利用の停止）

1. 当社は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの利用を即時に停止することがあります。
  - (1) 支払期日を経過しても本サービスの利用料金を支払わない場合。
  - (2) 申込者に対する破産の申立があった場合、または申込者が成年後見開始の審判、保佐開始の審判もしくは補助開始の審判を受けた場合。
  - (3) 本サービスの利用が第 19 条の各号のいずれかに該当する場合。
  - (4) 申込者が過度に頻繁に問合せを実施し、または本サービスの提供に係る時間を延伸し、当社の業務の遂行に支障を及ぼしたと当社が判断したとき。
  - (5) 前各号のほか本規約に違反した場合。
2. 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめ停止の理由を申込者に通知します。ただし、当社の責めに帰すべき事由に因らない理由により、通知することができない場合はこの限りではありません。
3. 本条の定めは、当社が申込者に対して損害賠償を請求することを制限するものではありません。

## 第 26 条（損害賠償の制限）

1. 本規約で特に定める場合を除き、申込者が本サービスの利用に関して被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任を問わず、当社は申込者が当社に支払う 12 ヶ月分の利用料金を超えて賠償の責任を負わないものとします。ただし、申込者が本サービスの利用に関して当社の故意または重大な過失により損害を被った場合については、この限りではありません。
2. 当社は、本サービスによってアクセスが可能な情報、ソフトウェア等について、その完全性、真偽、正確性、最新性、信頼性、有用性または第三者の権利を侵害していないこと等を一切保証しないものとします。
3. 当社は、申込者からの問合せを遅滞無く受け付けることを保証するものではありません。
4. 当社は、本サービスの提供をもって、申込者の問題・課題等の設定、解決方法の策定、解決または解決方法の説明を保証するものではありません。
5. 本サービスは、メーカー、ソフトウェアハウスおよびサービスの提供事業者が提供する正規サポートを代行するサービスではありません。問合せの内容によっては、問合せの対象となる機器、ソフトウェア、サービスをそれぞれ提供するメーカー、ソフトウェアハウス、サービス提供事業者のホームページを紹介することや、それぞれに対して申込者自身で直接問合せすることを依頼するに留まる場合があります。
6. 当社は、オペレータの説明に基づいて申込者が実施した作業の内容について保証するものではありません。
7. 当社は、オペレータの説明に基づいて申込者が実施した作業の実施に伴い生じる申込者の損害について、一切の責任を負いません。

8. 当社は、第 24 条、第 25 条、第 13 条の規定により、本サービスの保守等によるサービスの中止、利用の停止ならびに本サービスの廃止に伴い生じる申込者の損害について、一切の責任を負いません。
9. サイバーテロ、自然災害、第三者による妨害等、不測の事態を原因として発生した損害については、本規約の規定外の事故であることから、本サービスの提供が困難な不可抗力とみなし、当社は一切責任を負いません。（サイバーテロとは、コンピュータ・ネットワークを通じて各国の国防、治安等を始めとする各種分野のコンピュータ・システムに侵入し、データを破壊、改ざんするなどの手段で、国家または社会の重要な基盤を機能不全に陥れるテロ行為をいいます。）
10. 当社は、業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、専用電話番号を変更することがあります。この場合、当社はあらかじめそのことを申込者に通知します。

## 別紙 1 本サービスの詳細

### 本サービスの利用方法

本サービスの利用方法は以下の通りとなります。

1. 本サービスご利用の相談は、当社が運営するサポートセンターに、直接電話でご連絡ください。受付先 050-1781-5259、受付時間 10:00~18:00、年中無休（年末年始除きます。）
2. 本サービスの利用の際、申込者自身が本サービスに加入されていることを申込書もしくは口頭にて申告することとします。また、本サービスをご利用いただく際に、個人情報保護法に基づき、ご依頼者がご契約者本人であることの証明をお願いする場合があります。

### サービスの内容

本サービスは、申込者のパソコンに関するお問合せにオペレータがお電話でお応えすること、および遠隔地にある申込者のパソコンにネットワーク経由でアクセスし、直接支援、操作することで、申込者のパソコンに関するトラブルシューティング、ソフトウェアインストール、ウイルスチェック等を支援するサービスです。

### システム動作環境

項目	内容
OS（日本語版に限ります。）	Windows10、Windows11
ブラウザ	現行でサポート対象内のバージョンのみ
CPU	Intel Pentium III 800MHz 以上またはその互換のプロセッサ
ソケット通信	Winsock 1.0 以上
ネットワーク環境	LAN、ADSL、ワイヤレスのグローバル IP またはバーチャル IP 対応

### サポート対象機器、ソフトウェアおよびサービスとサポート範囲

Fast光 リモートサポートサービスの主なサポート対象およびサポート範囲は以下のとおりです。なお、本別紙により規定するサポート対象の範囲以外は本サービスの対象外となります。また、サポート対象およびサポート範囲内であっても、対応できない場合があります。

### 1. 機器

種別	機器
(1) サポート対象	パソコン本体、モニター、キーボード、マウス、ルーター、無線LANアクセスポイント、ハブ、LANカード等のネットワーク機器、ネットワーク接続可能なゲーム機器。
(2) サポート範囲	インターネット接続設定、家庭内ネットワークとの接続、初期設定、マニュアルに記載された基本的操作。

### 2. OS

種別	内容
(1) サポート対象	OS（日本語版に限ります。）：Windows10、Windows11
(2) サポート範囲	インストール方法、初期設定、個人利用を想定した基本的な操作方法、診断。

### 3. ソフトウェア

種別	内容
(1) サポート対象	ブラウザ、メール、メディアプレーヤー、ウイルス対策、文書作成、接続ツール。
(2) サポート範囲	インストール方法、初期設定、個人利用を想定した基本的な操作方法、診断。

### 4. 接続サービス

種別	内容
(1) サポート対象	FTTHサービス、DSLサービス、データ通信カード、プロバイダサービス、インターネット上の各種サービス。
(2) サポート範囲	インターネット接続設定、初期設定、個人利用を想定した基本的な操作方法。

## 別紙2 料金表

サービス名	単位	金額（税込）
Fast光 リモートサポートサービス	1 契約ごと	550 円

## 別紙 3 本サービスのすべて、または一部で取得する情報

1. 当社は、本サービスを提供するための情報として、申込者のコンピュータ端末、通信機器等の情報を申込者の同意を得て取得します。なお、申込者が情報提供に同意しない場合、本サービスを受けられなくなる場合があります。また、申込者が、以下の情報を自ら提供したときは、申込者は同意したものとみなします。
2. 当社は、申込者から取得した以下の情報については、本規約第 23 条に準じて取り扱います。

### ご提供いただく情報の例

- ・ オペレーション・システムの種類、バージョン
- ・ マシン名（名称、型番、シリアル番号等）
- ・ マシン購入日、購入金額等
- ・ MAC アドレス
- ・ ハードディスクドライブのボリュームシリアル番号
- ・ ハードディスクドライブの空き容量
- ・ デフォルトブラウザの種類、バージョン
- ・ デフォルトメールソフトの種類、バージョン
- ・ CPU 種類、動作周波数
- ・ その他、本サービス提供に必要とされる情報等